

# 感染拡大傾向時一般検査 無料検査

のごあんない

新型コロナウイルスの感染拡大傾向が見られる際に、知事の判断により、感染不安を感じる無症状の県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた県民が受検する検査を無料で実施します。

12月28日  
から開始

## 無料検査を利用いただける方は



発熱など新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がある方は、医療機関を受診してください。

**Step1** 身分証明書（運転免許証等）を持って、登録された店舗等（裏面）に行く。

**Step2** 申込書を記入して、身分証明書を提示する。

**Step3** 自分でPCR検査（唾液）、抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）の検体を採取する。

**Step4** PCR検査は翌日以降、抗原定性検査はその場（15分）に結果が出る。

## Q1 どんな検査をどのようにするの？

A 主にPCR検査・抗原定量検査、抗原定性検査の3種類です。

- PCR・抗原定量検査：自ら唾液を採取 結果は翌日以降
- 抗原定性検査：自ら鼻くう内拭い液を採取 結果は15分程度

## Q2 どこで無料検査が受けられるの？

A 検査事業者として登録された県内の医療機関、薬局等で受けることができます。検査事業者の一覧は県ホームページで確認できます。



<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensamuryou.html>

## Q3 誰が対象となるの？

- A
- × 静岡県内にお住まいでない方
  - × 発熱など新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がある方
  - 新型コロナワクチンを接種している方
  - 自己の意思等などでワクチンを接種していない方

## Q4 検査で陽性だったら？

A 本検査は、診断目的ではなく、直ちに「陽性者」となるわけではありません。検査の種類によっては精度が低い場合もあるため、**検査結果が陽性であった場合には、医療機関を受診していただきます。**（医療機関受診は自己負担の生じる保険診療となります。）

また、医療機関は、県HP、発熱相談センターでも御案内しています。

## Q5 検査で陰性だったら？

A 検体採取時点では、ウイルスが体内で検知できなかったことを示しています。検査後に、ウイルスが体内で増殖したり、人混み等リスクの高い場所で感染したりした場合には陽性となり、周りにうつす可能性もあります。引き続き、基本的な感染対策をお願いします。

## 無料検査の受検に関するお問い合わせ先

静岡県健康福祉部感染症対策局新型コロナ対策推進課 機動第4班

電話 050-5444-6588（無料検査専用ダイヤル）9:00～17:00

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号